

言論弾圧を追認した葛飾ビラ配布事件の最高裁不当判決に抗議する声明

2009年12月4日

東京私大教連中央執行委員会

1. 最高裁判所第二小法廷は2009年11月30日、葛飾ビラ配布事件について被告人の上告を棄却する判決を言い渡し、住居侵入罪にあたるとして有罪判決を下した東京高等裁判所の不当判決を確定させました。憲法21条1項が保障する言論・表現の自由を踏みにじり、権力の濫用を戒めるところか警察・検察の言論弾圧を容認し、今後のビラ配布を威嚇・萎縮させる極めて不当な最高裁判決に厳しく抗議します。

2. この事件は葛飾区のマンションの各戸ドアポストへ政党の議会報告等を配布していた荒川庸生さんが逮捕され23日間もの身柄拘束の後に起訴された言論弾圧事件です。当該マンションはオートロック機能もなく管理人も常駐せず、各戸のドアポストにはさまざまな商業ビラが日常的に配布されていました。東京地方裁判所の原判決はこうした事実を認めるとともに、ビラ投函のためにマンションの共用部分に立ち入ることを刑事罰の対象とすべきという社会通念が確立しているとはいえないとして、無罪にしていました。しかし東京高裁は、この無罪判決を破棄し、居住者が部外者の共用部分への立ち入りを禁止しているため住居侵入罪にあたるなどとして有罪判決を下しました。この不当な有罪判決について「憲法の番人」である最高裁は、憲法上の人権である表現の自由を擁護する立場から厳格な審査を行うことが求められていたにもかかわらず、その責務を放棄し、ビラ配布という政治的表現行為の保障の必要性について特段の考慮もせずに東京高裁判決を支持して、被告人を有罪としたものです。国際人権（自由権）規約委員会が08年10月、東京高裁判決に懸念を表明し、日本政府に対して「表現の自由に対するあらゆる不合理な制限を撤廃すべきである」と勧告しているなかでの、国際的な批判にも背を向ける暴挙です。

3. この最高裁判決は、憲法が保障する表現の自由への攻撃であるだけでなく、市民社会において一般の市民にとって重要な意見表明の手段として定着しているビラ配布を弾圧するものであり、市民社会、民主主義への攻撃でもあります。

私たちは言論弾圧を追認した最高裁を糾弾するとともに、すべての人間に保障された権利であり、教育・研究活動の基盤である言論・表現の自由を守るために、全力を尽くすことを表明するものです。

以上